

一般事業主行動計画

策定日：令和8年3月1日
社会医療法人聖峰会

女性活躍推進法

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の趣旨に基づき、女性職員が仕事と家庭を両立し、継続して活躍できる職場環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2 現状

女性職員の就業継続や管理職登用は一定程度進んでいるものの、管理職に占める女性割合は十分とは言えず、育児・家庭との両立に伴うキャリア中断や負担感が課題となっている。また、長期的なキャリア形成を見据えた育成体制や管理職候補者の計画的な育成、職場における理解促進の面で改善の余地がある。

3 計画内容

《目標》

- ① 管理職に占める女性労働者の割合50%を目指す。
- ② 女性労働者の平均継続勤務年数を15%以上向上させる。

《対策》

- ・令和8年4月～
長時間労働の是正および業務効率化を推進する。
- ・令和8年10月～
先行事例や取組内容を共有し、組織全体での理解促進を図る。
- ・令和9年4月～
多職種を対象としたキャリア研修やリーダー育成研修を実施する。
- ・令和9年10月～
管理職を対象に、育児休業取得者への業務配分やマネジメントに関する意識啓発を行う。

4 進捗管理

女性管理職比率や継続勤務年数等の指標を定期的に把握・分析し、必要に応じて取組の見直し・改善を行う。

以上